



平成 27 年度

幼稚園・保育所・認定こども園入園募集

幼稚園・保育所・認定こども園では就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を行います。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園・保育所・認定こども園では、乳幼児の自然な生活の流れの中で、具体的・直接的な体験を積み重ね、基本的な生活習慣の確立や集団生活の楽しさを知り、何事にもみずからかかわろうとする「心情」「意欲」「態度」を育てていきます。

問合 こども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）

平成 27 年度の市立幼稚園・認定こども園（短時間部）の新入園児を募集します。

募集の詳細

市内在住の幼児

▷3 歳児…平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれ

▷4 歳児…平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれ

▷5 歳児…平成 21 年 4 月 2 日～平成 22 年 4 月 1 日生まれ

なお、校区外からも申し込みができますのでご相談ください。

問合 こども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）または各市立幼稚園・市立認定こども園へ

■ 新規入園受付・受付期間

| | 3 歳児（市立幼稚園・市立認定こども園〈短時間部〉） 4 歳児・5 歳児（市立認定こども園〈短時間部〉） | 4・5 歳児（市立幼稚園） |
|-------------------|---|---------------------------------|
| 入園申込み書交付 および受付 | 10 月 8 日(水)～10 日(金) 午後 1 時～5 時 | |
| 入園決定日 入園願書交付 | 10 月 15 日(水) 午後 2 時 30 分～ 募集定員超過の場合抽選あり | 10 月 8 日(水)～随時交付 |
| 入園願書受付 | 10 月 23 日(水)・24 日(木) 午後 2 時～5 時 | 10 月 23 日(水)・24 日(木) 午後 2 時～5 時 |
| 受付場所 | 各市立幼稚園・市立認定こども園 (かみじょう認定こども園短時間部の申し込みは上條幼稚園) | 各市立幼稚園 |

平成 27 年度の保育所・認定こども園（長時間部）の新入園児を募集します。

平成 27 年 4 月からの保育所への入所申込書の配布および受け付けについて、次のとおり実施します。

保育所・認定こども園へすでに入所している児童の継続入所または新規に入所を希望する人は、必ず期間内にお申し込みください。

1. 申込書配布開始

10 月 9 日(木)からこども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）および公立・民間保育所（園）および認定こども園で配布

2. 在園児継続入所申込受付

①受付期間 10 月 30 日(木)～11 月 6 日(木)

②受付場所 現在入所している保育所

3. 新規入所受付

①受付期間 11 月 7 日(金)～13 日(木)

②受付場所・受付期間は下表のとおり

なお、出産予定の場合、3 か月児は平成 27 年 1 月 2 日出産予定で受け付けし、産休明け（57 日目）児は平成 27 年 2 月 3 日出産予定で受け付けます。また、平成 27 年 4 月 1 日までの転入予定者は、転入予定で受け付けします。

問合 こども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）または各保育所（園）・認定こども園へ

平成 26 年度現在、アイビスクール・アンビーについては市役所では受け付けを行っていませんが、平成 27 年 4 月以降の入園については、市役所でも受け付けを行います。

■ 新規入所受付の日程と場所

| | 11 月 7 日(金) | 11 月 8 日(土)・9 日(日) | 11 月 10 日(月)～13 日(木) |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------|
| 公立・民間保育所 および認定こども園 (長時間部) | 午前 9 時～午後 5 時 | | 午前 9 時～午後 5 時 |
| 市役所 | 午前 9 時～午後 5 時 101 会議室 | 午前 9 時～正午 玄関ロビー | 午前 9 時～午後 5 時 101 会議室 |



平成 27 年 4 月開園

かみじょう認定こども園新入園児募集

■ 認定こども園とは

幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。

かみじょう認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型の施設です。

さらに、認定こども園に通っていない親子に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

認定こども園は…

▷保護者の就労に関係なく利用が可能です（なお、0～2 歳児は長時間部のみの利用となりますので、保護者の就労などが必要になります）

▷集団活動や異年齢交流による健やかな育ちを支援します

▷地域の子育て家庭を応援します

▷待機児童の解消に役立ちます

■ こども園の理念について

①就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い生涯にわたる人間形成の基礎を培う

②すべての子どもたちにひとしく、笑顔と子どものしあわせを保障する

③子どもの視点に立って、一人ひとりのすこやかな育ちを守る

④子育ての大切さを地域みんなで認め合い、子どもと子育て

■ 開園日・休園日について

| | 短時間部（3～5 歳児） | 長時間部（0～5 歳児） |
|-----|-------------------------|---------------|
| 開園日 | 平日 午前 9 時～午後 3 時 | 午前 7 時～午後 7 時 |
| 土曜日 | ----- | |
| 休園日 | 土・日曜日、祝日、 年末年始、長期休業日 | 日曜日・祝日・年末年始 |

▲ただし、短時間部 3 歳児の保育時間については、1 学期は午後 1 時まで、2 学期は午後 2 時まで、3 学期からは午後 3 時までとなります。

て家庭を支援する

■ 子育て支援事業について

地域子育て支援センターおよび広場事業 遊びの場の提供と遊びの支援、子育て相談・各種講座の開催派遣、子育てサークル活動の支援、子育て情報の収集・情報の発信、子育て機関と連携する事業

一時預かり保育 保護者がパートなどで週 1～3 日くらい断続的に働いたり、育児疲れの解消や出産、看護、疾病などで家庭での保育が困難となった場合やリフレッシュなど一時的にお子さんをお預かりする事業

緊急一時保育 保護者が病気や出産などのため入院をしなければならなくなったときや、ご家族の人が入院をしてその介護・看護をしなければならなくなったときなど、その他緊急かつ一時的にお子さんをお預かりする事業

■ 給食について

認定こども園では給食を実施します。短時間部の給食（1 食あたり 230 円）は 1 か月単位の選択制のため、給食を選択せず弁当持参も可能です。

■ 一時預かり保育（短時間部）について

認定こども園の短時間部を対象とした一時預かり保育は、長時間部の子どもと一緒に過ごします。

問合 こども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）

■ 定員について

| 年齢 | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計 |
|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 短時間部 | — | — | — | 56 人 | 72 人 | 72 人 | 200 人 |
| 長時間部 | 15 人 | 30 人 | 36 人 | 39 人 | 40 人 | 40 人 | 200 人 |
| 合計 | 15 人 | 30 人 | 36 人 | 95 人 | 112 人 | 112 人 | 400 人 |

平成 27 年 4 月から認定こども園・保育所・幼稚園の入園の手続きと保育料が変わります。

入園手続き

平成 27 年 4 月からの認定こども園・保育所・幼稚園などの利用を希望する保護者の人は、利用のための認定を受ける必要があります。

3 つの認定区分

▷1 号認定 教育標準時間認定 お子さんが満 3 歳以上で、保育の必要性なし→(利用先) 幼稚園・認定こども園

▷2 号認定 満 3 歳以上保育認定 お子さんが満 3 歳以上で、「保育の必要性」あり→(利用先) 保育所・認定こども園

▷3 号認定 満 3 歳未満保育認定 お子さんが満 3 歳未満で、「保育の必要性」あり→(利用先) 保育所・認定こども園

1 号認定（幼稚園・認定こども園短時間部）の流れ

幼稚園などに直接申込→幼稚園などから内定を受ける（定員超過の場合は選考あり）→幼稚園などを通じて認定の申請→幼稚園などを通じて市役所から認定証を交付→入園決定

→保育料決定

2・3 号認定（保育所・認定こども園長時間部）の流れ

保育所などの利用希望の申込・認定の申請→市役所から認定証を交付→申請者の希望、保育所などの状況などにより市役所が利用調整する（定員超過の場合は選考あり）→入園決定→保育料決定

なお、選考の結果、希望の園に入園できない場合や、保育所などでは待機児童になる場合もあります。

保育料について

平成 27 年 4 月からの保育料については、今後国が定める基準を上限に市が決定します。決定時期については現在未定です。幼稚園の保育料は、現在は年齢によって決まっていますが、平成 27 年 4 月からは保護者の市民税額によって保育料が決定します。

問合 こども未来課（市役所 1 階 3 番窓口）

大阪 880 万人訓練 を実施

府内の一人ひとりが、事前に考え、行動し、再確認していただくために実施する訓練です。

訓練の趣旨

東日本大震災の際、地震発生時の判断と行動が生死を大きく分けました。災害発生時にきちんと行動するには、正確な情報をいち早く知ることが大切です。

この訓練では、携帯電話に訓練情報を送信します。地震発生時、どのようにして情報を入手し、どのように対応するのか、これらについて考え・行動するきっかけを提供します。また、この機会に防災訓練への参加を呼びかけ、災害時の初動の大切さについて理解を深めていただきたいと思います。

実施日時 9月5日(金) 午前11時開始

訓練当日 午前11時地震発生、午前11時3分ごろ大津波警報発表(訓練用の緊急速報メールが携帯電話など〈対応機種のみ〉に届く)

注意事項など ▷緊急地震速報のブザー音ではありません

▷マナーモードでも着信音が鳴ります ▷大阪府全域向けの送信に続いて、泉大津市から2回目の訓練用の緊急速報メールを送信します。1回目(午前11時3分〈大阪府から発信〉配信エリア~大阪府全域)。2回目(午前11時15分〈泉大津市から発信〉配信エリア~泉大津市、ただし隣接する市町の一部に配信されることもあります)

なお、携帯電話の対応機種については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

エリアメール／緊急速報メールに対応していない機種をお持ちの方は、以下をご利用ください。

おおさか防災情報メール(登録者のみ) 気象、地震、津波情報、災害時の避難勧告・指示や緊急のお知らせをメール配信(<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>)

Yahoo! 防災情報(登録者のみ) 大阪880万人訓練に合わせて、大阪府全域を対象に Yahoo! 独自の訓練情報が配信(<http://emg.yahoo.co.jp/>)

訓練の目的

府内の一人ひとりが、事前に考え、行動し、再確認していただくために実施する訓練です。

訓練前 地震や津波が発生したときに、どのような行動をするかを考えておく

訓練当日 考えておいた訓練行動をする

訓練後 地震や津波が発生したときに、命を守る行動ができるか再確認する。訓練でどのような行動を取るかを考えておき、訓練当日に実行しましょう!

日ごろからの備え

▷背の高い家具などを留め具で固定し、家の中に「安全空間」を作りましょう

▷非常持ち出し品(ラジオ、懐中電灯などは電池も点検)を玄関に準備しましょう

▷家族や大切な人と避難後に再会する場所をあらかじめ決めておきましょう

問合せ 大阪府(☎06・6941・0351 代表、☎06・6910・8001 府民お問合せセンター、ホームページ大阪880万人訓練 http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/trainig_top/)

なお、訓練当日は電話がつながりにくくなる場合があります。なるべく事前にお問い合わせください。

本市では、市民活動支援の体制づくりを進めています

市民活動団体の登録団体を募集しています!

活動内容がホームページで公開されることにより、登録団体への新たな市民の参加や団体同士のネットワークが生まれるなど、活動の広がりが期待できます。

市では、市民や市民活動団体が主体的にまちづくりに参加できるよう、市民活動支援の体制づくりを進めています。

この制度は市民活動団体が、その活動内容などを市に登録し、市がその登録情報を広く公開することで、登録団体への新たな市民の参加や団体同士のネットワークが生まれるなど、活動の広がりが期待できます。

現在、市民活動を行っている団体は、趣旨をご理解のうえ、本制度をご活用ください。

登録の要件

不特定かつ多数のもの利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ①泉大津市内に事務所を有する団体または主に泉大津市内で活動する団体であること
- ②規約または会則が整備されていること
- ③1年以上継続して活動していること。ただし、活動が1年未満であっても、実績があり、今後も引き続き活動が行われると認められる団体は、この限りではない

行われると認められる団体は、この限りではない

④政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする団体ではないこと

⑤法令その他公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

登録の申請 登録申請は、随時受け付けます。所定の登録申請書(※)に必要事項を記入し、団体の規約、会則などを添付のうえ、人権市民協働課に提出してください。

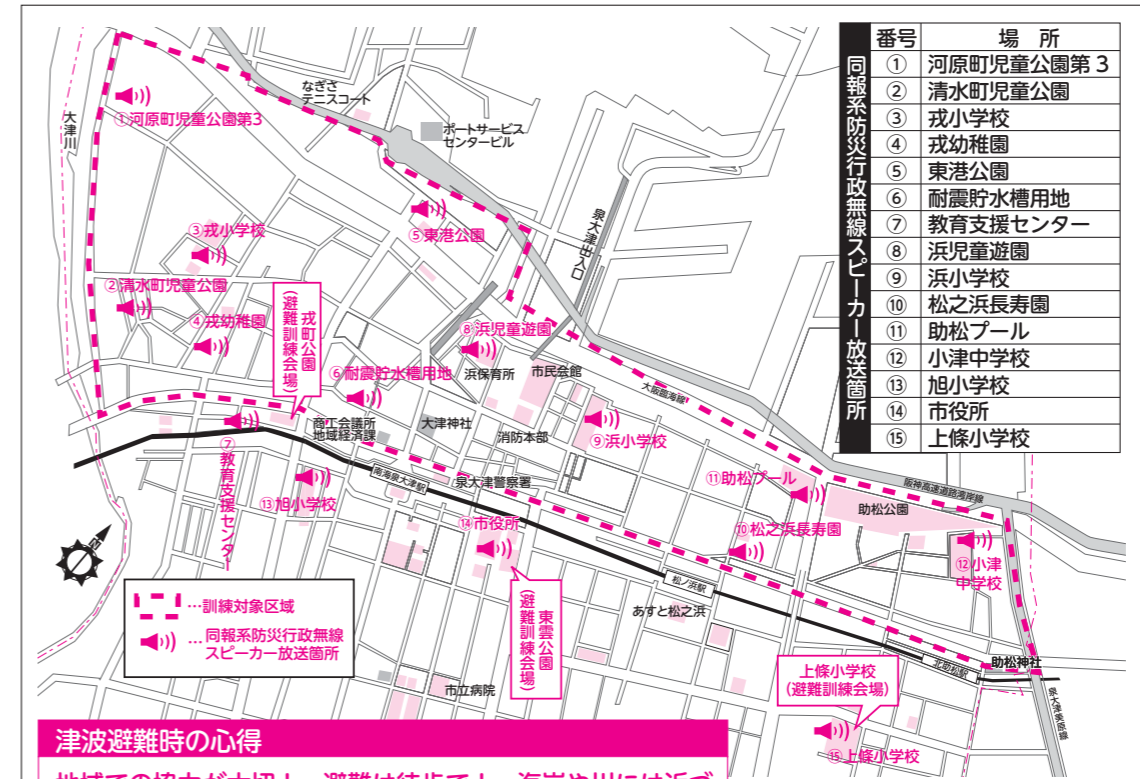
※登録申請書は市ホームページ(募集コーナー)、人権市民協働課で入手できます。ご希望により郵送も可能です。

登録情報の公開

登録が適当であると認めるときは、登録された内容を市のホームページに公開します。

なお、この登録により、団体の活動などを市として保証するものではありませんので、ご注意ください。

問合せ 人権市民協働課(市役所1階2番窓口)



津波避難時の心得

地域での協力が大切! 避難は徒歩で! 海岸や川には近づかない! 独自の判断で戻らない!

南海トラフでの地震発生後、泉大津市に約95分後で最大4.4mの津波が到達することが想定されています。身の安全を確保して、強く長い揺れを感じたらすぐに津波の情報を確認し、南海本線より東の避難目標地点へ避難しましょう。

①地震発生→②大津波警報・津波警報が発令、強い地震や長い揺れを感じた、市から避難指示避難勧告が発令された→③地震発生後約95分で津波がくる→④水平避難(南海本線より東の避難目標地点へ避難しましょう)→どうしても水平避難が困難な場合は、垂直避難(逃げ遅れたり、遠くまで避難が困難なときは、津波避難ビルなど高いところへ避難しましょう)

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が予想されている南海トラフ地震などの海溝型地震による津波災害を想定して、避難経路や避難目標地点などの確認を行うことにより、自分自身の身を守る方法について再度確認していただくために、次のとおり津波避難訓練を行います。皆さん積極的にご参加ください。

実施日時 9月5日(金) 午前10時~正午(※大阪880万人訓練と同日ですが、訓練の開始時間は異なります。大阪880万人訓練は、午前11時開始)

人訓練は、午前11時開始) 訓練想定 午前10時に、紀伊半島沖で震源の深さ20km、マグニチュード9.0の海溝型地震が起り、それにより津波が発生、大阪湾にも襲来

訓練対象地域 津波浸水想定区域(おおむね堺阪南線から海側の地域)

訓練参加者 訓練対象地域内の住民、小学校および幼稚園・保育所(事前に申し込みのない人も参加可)

避難訓練会場 戎町公園、東雲公園、上條小学校

訓練内容 訓練参加者は、同報系防災無線の拡声器から放送される避難指示に基づき避難を開始、自宅から安全に避難できる経路の確認などを行いながら、避難訓練会場に避難する

お間違えのないように十分ご注意ください。

放送日時 9月5日(金) 午前10時3分ごろ

放送範囲 南海本線から海側の住宅地域、避難訓練会場である戎町公園、市役所、上條小学校および旭小学校から放送(ただし、風向などにより、前記地域以外に聞こえる場合があります)ので、十分ご注意ください)

放送内容 ▷訓練の予告放送が流れる ▷その後、サイレンが約5秒鳴る ▷引き続き、次の内容の放送が2回流れる

「訓練、訓練、訓練こちらは、泉大津市災害対策本部です。午前10時3分大阪府沿岸に津波警報が発表されました。すぐに安全な場所に、避難してください。これは、訓練、訓練です」(繰り返し)

「以上で訓練放送を終了いたします」

以上のような放送が流れますので、津波避難訓練に参加しない人および訓練地域以外の皆さんには、お騒がせしますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

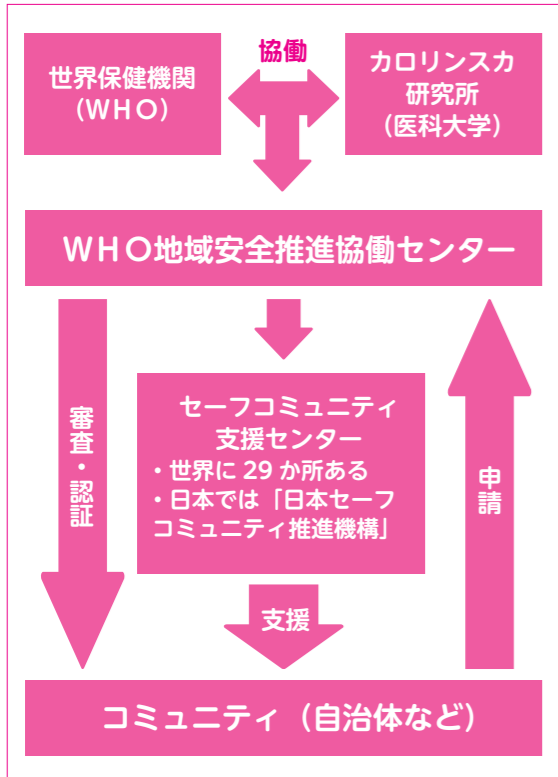
問合せ 危機管理課(市役所4階)

9/5 [fri] 津波避難訓練を実施 訓練対象地域に設置している 拡声器で訓練放送を行います

セーフコミュニティいずみおおつ

本市では、国際認証制度であるセーフコミュニティ認証の取得を目指して、今年6月に活動開始を宣言しました。ここでは、セーフコミュニティについて皆さんの理解を深めていただくための情報をお届けします。

Vol.2「セーフコミュニティの誕生と歩みについて」



皆さんにセーフコミュニティ活動の誕生については、現在から40年ほど前、1970年代スウェーデンのコミュニティで始まった傷害予防の取り組みが起点とされています。この取り組みにより、外傷による受診率の低下、住民認識度の向上および予防活動の関心の高まりが結果として報告されています。この結果に影響を受けて導入したスウェー

デンの他のコミュニティでも同様の効果を上げ、また、専門家の分析によつてその因果関係も明らかになったことから、北欧を中心にさらなる広がりを見せることとなりました。当時、外傷を健康課題と認識した世界保健機関(WHO)は、現在の「セーフコミュニティ」活動の促進のため、スウェーデンにある研究所「カロリンスカ医科大学」との協働でWHO地域安全推進協働センターを設置し、セーフコミュニティ認証制度を創設しました。また、世界各地におけるセーフコミュニティの促進・支援などのために、現在29のセーフコミュニティ支

援センターが各地に置かれており、わが国においては「日本セーフコミュニティ推進機構」が国内唯一の支援センターとなっています。(左図参考)近年、セーフコミュニティは世界レベルでの広がりを見せており、今年の5月現在では全世界で334の地域が認証されています。認証地域の分布については、スウェーデンやノルウェーをはじめとする北欧、オセアニア、北アメリカ、韓国や中国などのアジア地域で認証が多い傾向がありますが、人口規模に関しては、千人程度の村や数百万人の大都市とさまざまです。

日本では、平成20年に京都府亀岡市が日本で初となる認証を受けて以来、現在では9つの自治体が認証を受けています。また、これから認証取得を目指している自治体は本市を含めて5つとなり、その他、取り組みを検討している自治体も複数あることから、日本におけるセーフコミュニティの取り組みは徐々に広がりをを見せている状況です。



白石陽子氏

セーフコミュニティの概念が日本に持ち込まれた当時、「世界でも有数の安全国といわれる日本で、いまさら海外の活動は必要なのか」という声も聞かれましたが、現在では、安全向上はもちろん、「協働によるまちづくり」の手法としても関心が高まっています。この活動の良さは、協働の仕組みのなかで、地域の資源を最大限に活用しながら、実情にあった取り組みを展開し、その成果を確認する「体制」「仕組み」「能力」の構築にあります。

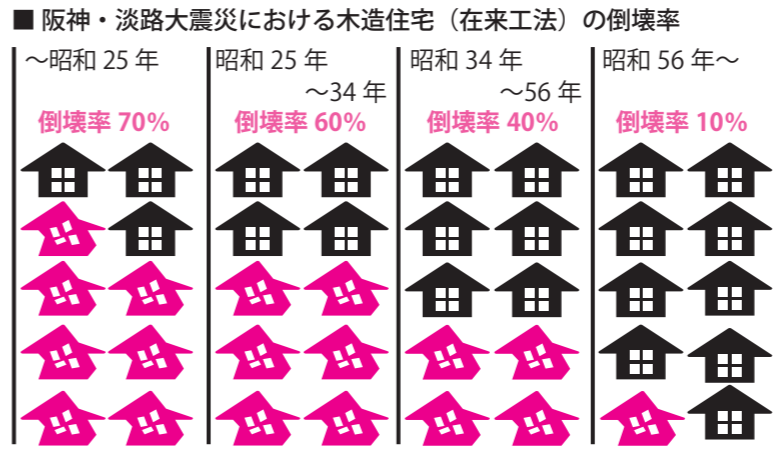


あなたの住まい、地震対策は大丈夫？ 補助制度を活用して、 耐震診断をしてみませんか

本市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震に関する補助制度を設けており、平成26・27年度限定で耐震改修補助の補助金上乘せ、建物除却に対する補助を行っています。

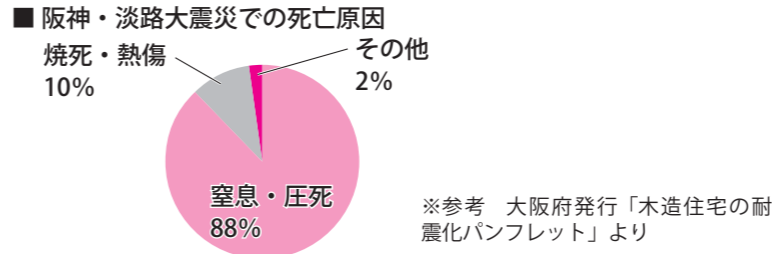
倒壊した木造住宅の多くは昭和56年以前に建築されたものでした。

昭和56年6月に建築基準法の改正(耐震基準の強化)が行われ、改正後の住宅に比べ改正前の住宅の耐震性能が低いことが表れています。



地震被害での死亡者の多くは家屋の倒壊などによる圧死でした。

阪神・淡路大震災では瞬時に住宅が倒壊し、その下敷きにより亡くなった人が死者数の全体の約9割を占めました。



本市補助制度 ～必ず、事前にご相談ください～

- 耐震診断** ①耐震診断費用の90%(ただし、4万5,000円を限度とする)
②建築物の床面積に1㎡当り1,000円を乗じて得た額
※①、②のいずれか低い額
- 耐震設計** 耐震設計費用の70%(ただし、10万円を限度とする)
- 耐震改修** 定額40万円に30万円を上乘せし70万円(所得により定額60万円に30万円を上乘せし90万円)
※上乘せ補助は平成27年度まで
- 建物除却** 定額40万円 ※除却補助は平成27年度まで



今後、高い確率で発生が予測される南海トラフの巨大地震や、上町断層帯などによる都市直下型の大地震に備え、住宅の耐震化対策を講じておくことが大切です。平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、瞬時に住宅が倒壊し、その下敷きにより亡くなった人が、全体の約9割を占めました。建築基準法の改正により、耐震基準が強化される昭和56年以前に建築された木

造住宅ほど、多くの被害が見られました。このようなことから、住まいの「耐震化」が重要であることが判ります。特に、耐震基準が大きく変わった昭和56年以前に建てられた木造住宅にお住いの人につきましては、まずは耐震診断を受けてみてはいかがでしょうか? ご自宅の安全性を評価し、耐震補強が必要かどうかの判断ができます。耐震診断の結果、住宅の

耐震性が不十分な場合、耐震改修工事を行い耐震性を高める必要があります。専門家と相談しながら、住宅の強さや補強方法を決めて、耐震補強を行ってください。なお、本市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震に関する補助制度を設けており、平成26・27年度限定で耐震改修補助の補助金上乘せ、建物除却に対する補助を

行っています。ぜひ、この機会にご検討ください。問合 まちづくり政策課(市役所2階23番窓口)